特定創業支援等事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度

■会社設立時の登録免許税の軽減

対　象	創業を行おうとする方又は創業した日以降５年を経過していない個人
支援の内容	株式会社又は合同会社を設立する場合 資本金の 0.7%の登録免許税が 0.35%に軽減（株式会社最低税額 15 万円の場合は 7.5 万円、合同会社の最低税額６万円の場合３万円の軽減）
注意事項	※登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。 ※特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることはできません。 ※名古屋市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合または会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。
証明書の提出先	法務局（証明書の原本を提出）

■創業関連保証の特例

対　象	事業開始６か月前から創業後５年未満の方
支援の内容	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の６か月前から利用の対象となります。（別途、審査を受ける必要があります。）
注意事項	※信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。 ※名古屋市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合でも、創業関連保証の特例を活用することができます。
証明書の提出先	信用保証協会または金融機関（証明書の写し可）

■日本政策金融公庫「新規開業資金」の貸付利率の引き下げ

支援の内容	新規開業資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を使用することが可能です。（別途審査を受ける必要があります。）
注意事項	※名古屋市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。
証明書の提出先	日本政策金融公庫（証明書の写し可）